

足立区
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

平成18年度～20年度



平成18年3月

足立区

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定にあたって

平成12年4月に介護保険制度がスタートして6年が経過しようとしています。その間、高齢者の人口は増え続け、本年1月、足立区の65歳以上の人口は123,487人(19.12%)と、急速に高齢化が進んでいます。

平成17年9月の総務省の推計によれば、平成27(2015)年には、国の高齢化率は26.0%と、国民の4人に1人は高齢者になるという極めて高齢化の進んだ社会になるとしています。

このように急激に高齢化が進んでいくことを踏まえ、昨年6月に介護保険法が改正されました。この中で、明るく活力ある超高齢社会の構築や、制度の持続可能性などの基本的視点から、様々な施策の方向性が打ち出されました。この改正を受けて、足立区では高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を改定いたしました。多くの区民や事業者の方に対し実態調査を行い、計画案をまとめたうえで、区民説明会・公聴会やパブリックコメントを実施し、計画を策定いたしました。

区民の皆様のご意見は、介護保険料をなるべく低くおさえてほしい、低所得者に配慮してほしいという要望が寄せられておりますので、保険料等につきましては、法の範囲内のできる限りの方策を実施しました。事業の面でも、介護予防や高齢者の権利擁護など、新しい施策を積極的に計画に盛り込んでいます。

今後、急速な高齢化が進展いたしますが、成熟した社会に豊富な経験と知識のある方々が増えていくことは良いことではないかと思えます。その方々が地域社会に目を向けていただければ、今後の区政にとって非常に大きな力となると確信しています。

終わりに、本計画の策定にご尽力頂きました足立区地域保健福祉推進協議会の皆様や、実態調査の実施にご協力いただきました、民生委員、居宅介護支援事業者の方々を始め、日々の介護でご苦労されている方や介護を受けている方など、多数の区民の皆様に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

きびしい財政環境ではありますが、すべての高齢者がいきいきと暮らしていけますように、本計画の推進に全力を尽くしてまいります。

平成18年3月

足立区長 鈴木 恒年

目 次

第1部 高齢者保健福祉に関する計画の理念と基本的方向	1
第1節 理念と概要	1
1. 計画の性格	
2. 計画期間	
3. 計画策定の経緯と策定後の点検体制	
第2節 足立区の概況	3
第3節 基本的方向	5
1. いきいきと活躍できる地域社会づくりの推進	
2. 介護予防型地域社会づくりの推進	
3. 個人の選択の尊重	
4. サービスの量の確保と質の向上	
5. 地域における相互支援システム	
6. 新たな福祉のしくみづくり	
第2部 高齢者保健福祉計画(平成18年度～20年度)	7
第1章 現状と将来見通し	7
1. 人口の高齢化と要介護高齢者の増加	
2. ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加	
3. 保健福祉サービスの現状	
4. 高齢者等実態調査の概要と結果	
第2章 重点課題	17
1. 健康づくり・介護予防の推進	
2. 元気高齢者の活躍支援	
3. 地域包括ケアシステムの確立	
4. 足立あんしんネットワークの推進	
5. 在宅サービスの充実と施設サービスの確保	
6. 介護者家族への支援	
7. サービスの情報提供と苦情解決のしくみの充実	
8. 権利擁護とそのしくみの充実	
第3章 施策の大綱	20
第1節 高齢者の健康を保持し、介護予防を推進する	23
1. 生涯を通じた区民の健康づくりをすすめます	
2. 介護予防をすすめます	
第2節 元気高齢者の交流・連携の場を増やす	32
1. 高齢者の社会参加をすすめます	
第3節 高齢者の在宅生活を支援する	37
1. 在宅サービスを展開します	
2. 高齢者向け住宅を確保します	
3. 高齢者対応型のまちづくりをすすめます	
第4節 高齢者が介護を受けられる施設を増やす	48
1. 福祉施設を整えます	

第5節 介護保険を通じてサービスを提供する	50
1. 介護保険サービスを供給します	
第6節 福祉サービスの質を高めていく	51
1. 利用者の権利擁護をして苦情を解決します	
2. サービスの評価制度をすすめます	
3. 介護保険と一般施策が連携したサービスの提供をします	
4. 人材の確保と資質の向上をめざします	
第7節 サービス提供を支えるしくみをつくる	57
1. 情報提供し相談体制を整えます	
2. 多様な事業主体の参入機会をめざします	
3. 地域の相互援助体制を整えます	
4. 保健福祉教育をします	
5. 幅広いボランティア活動を支援します	
6. 特別養護老人ホーム入所を調整します	
第3部 第3期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)	71
第1節 第3期介護保険事業計画の基本的考え方	71
1. 計画策定の目的	
2. 計画策定の方向	
第2節 第3期計画における特徴 - 新事業の創設	73
1. 変更点の概要	
2. 新たに創設されたサービス	
3. 施設給付の見直し及び特定入所者介護サービス費等の負担額の段階設定と補足給付	
第3節 介護保険事業の現状	79
1. 第1号被保険者の状況	
2. 要介護・要支援認定の状況	
3. 保険給付の状況	
第4節 高齢者等実態調査	83
1. 調査概要	
2. 主な結果	
第5節 被保険者数等の今後の見込み(平成18年度～20年度)	86
1. 被保険者数の推計	
2. 要介護認定者数及び介護サービス利用者数の推計	
第6節 サービス供給推計に基づく費用算定(平成18年度～20年度)	88
1. 推計方法	
2. 施設サービス費	
3. 施設サービス以外の費用	
第7節 保険料の設定及び財政の見込み	91
1. 費用の負担割合	
2. 保険料の設定と足立区の財政の見込み	
3. 第3期介護保険料基準額の設定	
第8節 保険料のあり方	94
1. 設定方法の見直し	
2. 徴収方法の見直し	

第9節 サービスの質の確保・向上	96
1．介護サービス情報の公表	
2．事業者規制の見直し	
3．ケアマネジメントの適正化	
4．足立区介護サービス事業者連絡協議会の活用によるサービスの質の向上	
関連資料	97
1．介護保険で提供するサービス	
2．要介護状態区分	
3．足立区高齢社会対策基本条例	
4．足立区地域保健福祉推進協議会条例	
5．足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則	
6．足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障害福祉専門部会設置細則	
7．足立区地域保健福祉計画の基本的な考え方	
8．足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の審議等の経過	
9．足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿	

第 1 部

高齢者保健福祉に関する 計画の理念と基本的方向

第 1 節 理念と概要

足立区は、基本構想で区政の基本的な方向性を明確にしています。この基本構想の中に、「自立し支えあい安心して暮らせる安全都市」とめざすべき足立区の将来像をうたっています。区民が住み慣れた地域で誇りをもって住み続けられ、人生を実り豊かに過ごせ、成熟化に向かう中で活力を持ちつづけられる地域社会をつくっていかねばなりません。

平成 12 年 4 月には、介護保険制度実施に合わせて「足立区高齢社会対策基本条例」が制定され、区民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくために、高齢社会対策に対応するための基本理念を定め、区民や地域社会の努力、区及び事業者の責務等の方向を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めています。

21 世紀は「高齢者の世紀」と言われ、高齢者像の問い直しが始まっています。高齢化を人生の「機会倍増」と捉え、社会的弱者としてではなく、高齢社会を支える一員として、就業や様々な社会参加の条件整備、及びその潜在能力を社会に生かすしくみづくりをすすめる必要があります。さらに、高齢者を含めすべての世代が持てる力を出し合い、共に支え合う地域社会の形成が求められています。

また、今後の高齢者を取りまく状況についてみると、ますますひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していきます。総人口が減少していくと予想される中で、平成 27 年には団塊の世代（戦後の昭和 22 年から 24 年頃までのベビーブームに生まれた世代）が前期高齢者となります。保健福祉のみならず社会的に大きな変化が生じるといわれています。

このような変化に対応できるように、社会システムの大きな見直しを進めていく必要が生じてきています。

そこで、『足立区老人保健福祉計画・第 2 期介護保険事業計画』を見直し、様々な課題を解決していくために、区、区民、事業者が協働して取り組む内容をまとめたものです。

1. 計画の性格

この計画（『高齢者保健福祉計画(1)・第3期介護保険事業計画』）は、『足立区基本計画』を基本とし、『足立区地域保健福祉計画』(2)の一環として、高齢者の保健福祉に関する足立区の指針をとりまとめるものです。また、区の関連計画との整合性をとるよう努めています。

なお、『高齢者保健福祉計画』は老人保健法及び老人福祉法に基づき、かつ、足立区高齢社会対策基本条例の規定に則して策定し、『介護保険事業計画』は介護保険法に基づき策定するものです。

- 1 老人保健法、老人福祉法、足立区高齢社会対策基本条例に規定する『老人保健福祉計画』を『高齢者保健福祉計画』と改めました。
- 2 『足立区地域保健福祉計画』の基本的な考え方は関連資料109頁をご参照ください。

2. 計画期間

従来まで計画の期間は5年間でしたが、介護保険法が改正され3年間になりました。計画は平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成20年度(2008年度)を目標年度とする3か年計画とします。なお、介護保険事業計画では団塊の世代(ベビーブーム世代)が前期高齢者に達する平成27年(2015年)を念頭に長期的な目標を設定したうえで計画を策定します。

3. 計画策定の経緯と策定後の点検体制

(1) 計画の策定

福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者ならびに区民代表で構成する地域保健福祉推進協議会及び同協議会介護保険・障害福祉専門部会を設け、検討をすすめてきました。また、高齢者等実態調査などを通じて区民の要望・意見を収集しました。その後、区民説明会やパブリックコメントなど通して、区民のご意見を計画に反映しています。

(2) 点検体制

計画策定後は、計画の内容及び進捗状況を地域保健福祉推進協議会等で点検・評価し、また、区民評価委員会の報告を踏まえ、計画の進行を管理していきます。

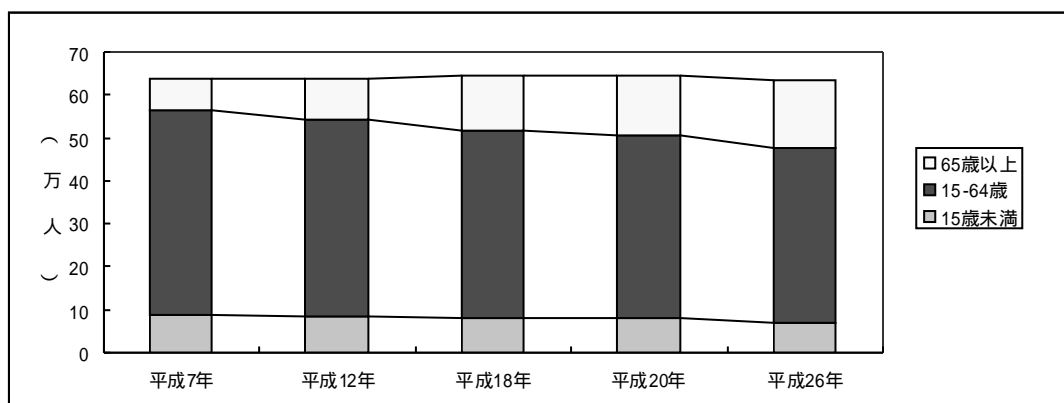
第2節 足立区の概況

昭和60年代までの足立区は、東京の住宅供給地として多くの公的な集合住宅が建設されてきました。区も、これに伴う人口の急増に対応し、区民ニーズを満たすべく都市基盤整備をすすめてきました。しかし、平成に入ってから人口は減少傾向を示していました。平成12年からは緩やかに増加していますが、一方で、人口に占める高齢者の割合は年々増加しています。世帯構成については、全国的に核家族化の傾向が指摘されていますが、足立区でも、ひとり暮らし世帯の割合が増え続けています。高齢者のいる世帯に注目すると、高齢者のみ世帯やひとり暮らし世帯の割合が増える傾向にあります。

また、低所得の方や障害者の方が23区の中で最も多く、福祉のニーズも23区で最大と考えられます。一方で、他区に比べて地域でお互いに支えあふ風土が残っており、物価も比較的安いという点で、地域で暮らしやすいまちであることも特徴です。

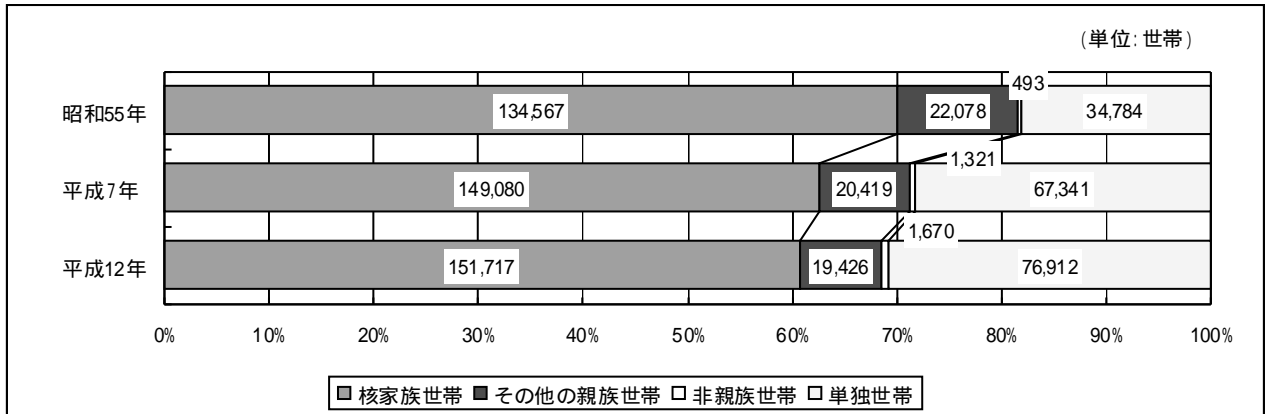
足立区は、区民が主体となり区や区内事業者と協働して「健康あだち21行動計画」を平成14年3月に策定し健康寿命の延伸をめざす運動をすすめています。また、民生委員などの協力を得て、高齢者の見守り制度に取り組むなど、区独自の風土と土地柄を活かして、保健福祉システムをより効果が高まるように展開していく必要があります。

図表1 足立区の年齢3階層別人口割合の推移と将来予測



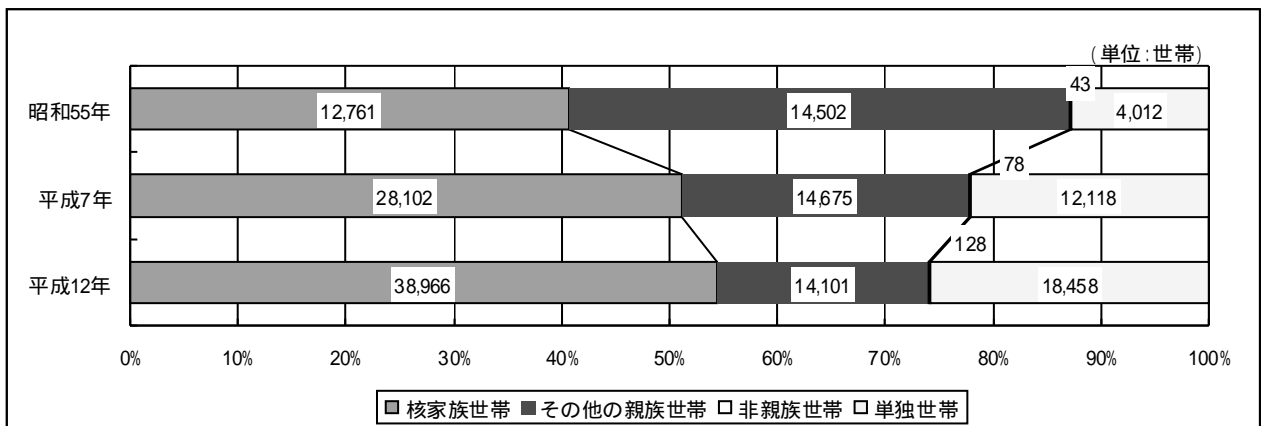
(資料) 平成12年までは住民基本台帳、平成18年度以降は足立区高齢サービス課推計

図表2 足立区の世帯構成の推移



(資料) 国勢調査報告

図表3 足立区の65歳以上の親族がいる世帯構成の推移



(資料) 国勢調査報告

第3節 基本的方向

「足立区基本構想」と「足立区高齢社会対策基本条例」の理念を踏まえ、将来の人口構造や地域社会のあり様など社会構造の変化を勘案すると、今後の保健福祉には次の方向性が重要になってくるものと考えられます。

1. いきいきと活躍できる地域社会づくりの推進

高齢者が働く意欲や活躍の場を持ち、積極的に社会参加することができる機会が確保され、公正で活力ある地域社会ができるようにしていきます。

2. 介護予防型地域社会づくりの推進

健康寿命を伸ばして長く健やかに暮らせるように介護予防を推進します。健康な高齢者・日常生活を支障なく過ごすことのできる高齢者に対し、要介護状態にならないための健康づくりを支援します。また、虚弱高齢者や要支援・要介護高齢者になったときにも、その状態の改善や悪化防止ができるように取り組んでいきます。

3. 個人の選択の尊重

個人の選択や生活観を尊重する社会の実現に向け、個人の選択を一層尊重していきます。措置制度から契約制度に移行しましたが、高齢者向け保健福祉全般にわたり、利用者が幅広い選択肢からサービスを選ぶことを可能にする体制の整備を推進していきます。

4. サービスの量の確保と質の向上

保健福祉や介護のニーズの多様化に適切に対応するため、介護保険サービスと行政による保健福祉サービスに関して、需給動向の把握及びサービスの量と多様な種類の確保に努めます。また、サービスの質と効率性の向上を図るしくみをさらに整備していきます。

5. 地域における相互支援システム

多様な人々がよりよい環境で共存・共栄できる社会をめざし、ともに支え合う地域に根差した互助体制を推進していきます。

要介護・要支援高齢者を抱えた家族などの介護者の負担も考えながら、高齢者介護を社会全体で担う体制を強化していきます。

高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とする地域に密着した「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立することをめざします。

6. 新たな福祉のしくみづくり

家族構成や意識の変化、社会経済状況が変化するなか、福祉そのものが今までの限られた少数の人々を対象とするものから、すべての人々を対象とする普遍的な問題へと変わってきました。このような状況の下、介護保険制度にみられるような新たな福祉のしくみも施行、運営されています。

足立区においても、自助・共助・公助のバランスの取れた福祉のしくみづくりをすすめています。その中で、公平性の視点からサービスの利用と負担をより適正で公平なものにしていくとともに、サービス事業者自身の苦情対応やサービス向上を支援するために民間事業者等との協働体制を強化します。

